

変更前						変更後						備 考
(品質保証計画) 第122条の2 第12章に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。 (中略) 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 (中略) d)組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実にするために、必要と決定した記録を含む文書 以下の文書						(品質保証計画) 第122条の2 第12章に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。 (中略) 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 (中略) d)組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実にするために、必要と決定した記録を含む文書 以下の文書						記載の明確化等
第122条の2の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名 称	文書番号	管理箇所	第12章の関連条文	第122条の2の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名 称	文書番号	管理箇所	第12章の関連条文	
(中略)						(中略)						
7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	定例試験マニュアル	NM-51-14	原子力運営管理部	第131条, 第138条, 第142条, 第144条	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	定例試験マニュアル	NM-51-14	原子力運営管理部	第131条, 第138条, 第142条, 第144条	
		作業管理マニュアル	NQ-51-8	原子力品質・安全部	第132条			作業管理マニュアル	NQ-51-8	原子力品質・安全部	第132条	
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	計装・通信設備の保守管理マニュアル	FS-57・PI-002	福島第一安定化センター電気・通信基盤部	第132条, 第138条, 第140条, 第141条, 第143条, 第144条, 第146条, 第167条	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	保守管理基本マニュアル	NM-55	原子力運営管理部	第132条	
						6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	計装・通信設備の保守管理マニュアル	FS-57・PI-002	福島第一安定化センター電気・通信基盤部	第132条, 第138条, 第140条, 第141条, 第143条, 第144条, 第146条, 第167条	
(中略)						(中略)						
(省略)						(省略)						

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考														
<p>(保守管理) 第132条 安定化センター各GM又は各GMは、表132に定めるマニュアルに基づき、設備又は機器の単位ごとに保全方式¹及び保全方法²を定めた保全計画(必要に応じて消耗品等の準備を含む)を策定し、これに基づき点検、補修、取替え及び改造等の保全を実施するとともに、その結果を記録する。また、作業管理は「NQ-51-8 作業管理マニュアル」に基づき実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>表132</p> <table border="1" data-bbox="127 661 1213 905"> <thead> <tr> <th>マニュアル名称</th> <th>関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>FS-57・ME-001 使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル</td> <td>第140条の2</td> </tr> </tbody> </table>	マニュアル名称	関連条文	(中略)		FS-57・ME-001 使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル	第140条の2	<p>(保守管理) 第132条 安定化センター各GM又は各GMは、表132に定めるマニュアルに基づき、設備又は機器の単位ごとに保全方式¹及び保全方法²を定めた保全計画(必要に応じて消耗品等の準備を含む)を策定し、これに基づき点検、補修、取替え及び改造等の保全を実施するとともに、その結果を記録する。また、作業管理は「NQ-51-8 作業管理マニュアル」に基づき実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>表132</p> <table border="1" data-bbox="1350 661 2436 951"> <thead> <tr> <th>マニュアル名称</th> <th>関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>FS-57・ME-001 使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル</td> <td>第140条の2</td> </tr> <tr> <td>NM-55 保守管理基本マニュアル</td> <td>第149条の6³、第160条⁴</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>3：放出管理用計測器のうち、排気筒モニタのみ該当する。</u></p> <p><u>4：放射線計測器類のうち、エリアモニタのみ該当する。</u></p>	マニュアル名称	関連条文	(中略)		FS-57・ME-001 使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル	第140条の2	NM-55 保守管理基本マニュアル	第149条の6 ³ 、第160条 ⁴	<p>記載の明確化等</p>
マニュアル名称	関連条文															
(中略)																
FS-57・ME-001 使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル	第140条の2															
マニュアル名称	関連条文															
(中略)																
FS-57・ME-001 使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル	第140条の2															
NM-55 保守管理基本マニュアル	第149条の6 ³ 、第160条 ⁴															

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考																						
<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第149条の6</p> <p>各GMは、「FS-57・RE-001 気体の廃棄物の管理マニュアル」に基づき、表149の6に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表149の6</p> <table border="1" data-bbox="142 531 1184 774"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>計測制御GM</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線・化学管理GM</td> <td>1台¹</td> </tr> </tbody> </table> <p>¹：表160の試料放射能測定装置と共用</p>	分 類	計測器種類	所管GM	数 量	放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	計測制御GM	3台	試料放射能測定装置	放射線・化学管理GM	1台 ¹	<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第149条の6</p> <p>各GMは、「FS-57・RE-001 気体の廃棄物の管理マニュアル」に基づき、表149の6に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表149の6</p> <table border="1" data-bbox="1365 531 2407 774"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>計測制御GM</td> <td>3台¹</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線・化学管理GM</td> <td>1台²</td> </tr> </tbody> </table> <p>¹：5，6号炉共用排気筒モニタ，5号炉非常用ガス処理系排気筒モニタ及び6号炉非常用ガス処理系排気筒モニタの合計の台数</p> <p>²：表160の試料放射能測定装置と共用</p>	分 類	計測器種類	所管GM	数 量	放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	計測制御GM	3台 ¹	試料放射能測定装置	放射線・化学管理GM	1台 ²	<p>記載の明確化等</p>
分 類	計測器種類	所管GM	数 量																					
放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	計測制御GM	3台																					
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理GM	1台 ¹																					
分 類	計測器種類	所管GM	数 量																					
放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	計測制御GM	3台 ¹																					
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理GM	1台 ²																					

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考																																																				
<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p>第159条</p> <p>安定化センター各GM又は各GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、表159-1及び表159-2(第151条の2第1項(2)の区域内にある汚染のおそれのない管理対象区域内に限る)に定める管理対象区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理対象区域については、この限りでない。</p> <p>2. 福島第一原子力発電所放射線安全GM(以下「放射線安全GM」という。)は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、表159-1に定める周辺監視区域境界付近(測定場所は図159に定める。)における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>(中略)</p> <p>表159-1</p> <table border="1" data-bbox="142 814 1196 1318"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測定項目</th> <th>所管GM</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1. 管理対象区域内 (管理区域内を含む) 1</td> <td rowspan="2">外部放射線に係る線量当量率</td> <td>安定化センター各GM 又は各GM</td> <td>放射線レベル に応じて</td> </tr> <tr> <td>放射線・化学管理GM 2</td> <td>毎日運転中に 1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>放射線・化学管理GM</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度</td> <td>放射線・化学管理GM</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2. 周辺監視区域境界 付近</td> <td>空気吸収線量</td> <td>放射線安全GM</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量率³</td> <td>放射線安全GM</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td>放射線安全GM</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>1: 人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定 2: 5号炉及び6号炉のエリアモニタにおいて測定する項目 3: モニタリングポストにおいて測定する項目</p> <p>(省略)</p>	場 所	測定項目	所管GM	測定頻度	1. 管理対象区域内 (管理区域内を含む) 1	外部放射線に係る線量当量率	安定化センター各GM 又は各GM	放射線レベル に応じて	放射線・化学管理GM 2	毎日運転中に 1回	外部放射線に係る線量当量	放射線・化学管理GM	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度	放射線・化学管理GM	1週間に1回	2. 周辺監視区域境界 付近	空気吸収線量	放射線安全GM	3ヶ月に1回	空気吸収線量率 ³	放射線安全GM	常時	空気中の粒子状放射性物質濃度	放射線安全GM	3ヶ月に1回	<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p>第159条</p> <p>安定化センター各GM又は各GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、表159-1及び表159-2(第151条の2第1項(2)の区域内にある汚染のおそれのない管理対象区域内に限る)に定める管理対象区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理対象区域については、この限りでない。</p> <p>2. 福島第一原子力発電所放射線安全GM(以下「放射線安全GM」という。)は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、表159-1に定める周辺監視区域境界付近(測定場所は図159に定める。)における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>(中略)</p> <p>表159-1</p> <table border="1" data-bbox="1368 814 2421 1318"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測定項目</th> <th>所管GM</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1. 管理対象区域内 (管理区域内を含む) 1</td> <td rowspan="2">外部放射線に係る線量当量率</td> <td>安定化センター各GM 又は各GM</td> <td>放射線レベル に応じて</td> </tr> <tr> <td>放射線・化学管理GM 2</td> <td>毎日運転中に 1回³</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>放射線・化学管理GM</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度</td> <td>放射線・化学管理GM</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2. 周辺監視区域境界 付近</td> <td>空気吸収線量</td> <td>放射線安全GM</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量率⁴</td> <td>放射線安全GM</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td>放射線安全GM</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>1: 人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定 2: 5号炉及び6号炉のエリアモニタにおいて測定する項目 3: 当該エリアが滞留水により人の立ち入れない状況にあり、修理又は代替品の補充が速やかに実施できず、当該エリアの外部放射線に係る線量当量率が定められた頻度で測定できない場合は、他のエリアモニタの計測値で代替する。 4: モニタリングポストにおいて測定する項目</p> <p>(省略)</p>	場 所	測定項目	所管GM	測定頻度	1. 管理対象区域内 (管理区域内を含む) 1	外部放射線に係る線量当量率	安定化センター各GM 又は各GM	放射線レベル に応じて	放射線・化学管理GM 2	毎日運転中に 1回 ³	外部放射線に係る線量当量	放射線・化学管理GM	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度	放射線・化学管理GM	1週間に1回	2. 周辺監視区域境界 付近	空気吸収線量	放射線安全GM	3ヶ月に1回	空気吸収線量率 ⁴	放射線安全GM	常時	空気中の粒子状放射性物質濃度	放射線安全GM	3ヶ月に1回	<p>記載の明確化等</p>
場 所	測定項目	所管GM	測定頻度																																																			
1. 管理対象区域内 (管理区域内を含む) 1	外部放射線に係る線量当量率	安定化センター各GM 又は各GM	放射線レベル に応じて																																																			
		放射線・化学管理GM 2	毎日運転中に 1回																																																			
	外部放射線に係る線量当量	放射線・化学管理GM	1週間に1回																																																			
	空気中の放射性物質濃度	放射線・化学管理GM	1週間に1回																																																			
2. 周辺監視区域境界 付近	空気吸収線量	放射線安全GM	3ヶ月に1回																																																			
	空気吸収線量率 ³	放射線安全GM	常時																																																			
	空気中の粒子状放射性物質濃度	放射線安全GM	3ヶ月に1回																																																			
場 所	測定項目	所管GM	測定頻度																																																			
1. 管理対象区域内 (管理区域内を含む) 1	外部放射線に係る線量当量率	安定化センター各GM 又は各GM	放射線レベル に応じて																																																			
		放射線・化学管理GM 2	毎日運転中に 1回 ³																																																			
	外部放射線に係る線量当量	放射線・化学管理GM	1週間に1回																																																			
	空気中の放射性物質濃度	放射線・化学管理GM	1週間に1回																																																			
2. 周辺監視区域境界 付近	空気吸収線量	放射線安全GM	3ヶ月に1回																																																			
	空気吸収線量率 ⁴	放射線安全GM	常時																																																			
	空気中の粒子状放射性物質濃度	放射線安全GM	3ヶ月に1回																																																			

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考																																												
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第160条 安定化センター各GM又は各GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、表160に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表160</p> <table border="1" data-bbox="127 541 1314 877"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 .放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>放射線安全GM</td> <td>8台</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>計測制御GM</td> <td>82台²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 .環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1台¹</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>1：表149の6の試料放射能測定装置と共用 2：5号炉及び6号炉におけるエリアモニタの台数。なお、管理区域外測定用の2台を含む</p>	分 類	計測器種類	所管GM	数量	(中略)				3 .放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線安全GM	8台	エリアモニタ	計測制御GM	82台 ²	4 .環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線安全GM	1台 ¹	積算線量計測定装置	放射線安全GM	1台	<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第160条 安定化センター各GM又は各GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、表160に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表160</p> <table border="1" data-bbox="1347 541 2555 877"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 .放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>放射線安全GM</td> <td>8台</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>計測制御GM</td> <td>82台²<u>³</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 .環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1台¹</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>1：表149の6の試料放射能測定装置と共用 2：5号炉及び6号炉におけるエリアモニタの合計の台数。なお、管理区域外測定用の2台を含む。 3：<u>当該エリアが滞留水により人の立ち入れない状況にあり、修理又は代替品の補充が速やかに実施できない場合には、当該エリアの立入りが可能となった後、速やかに修理又は代替品を補充する。</u></p>	分 類	計測器種類	所管GM	数量	(中略)				3 .放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線安全GM	8台	エリアモニタ	計測制御GM	82台 ² <u>³</u>	4 .環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線安全GM	1台 ¹	積算線量計測定装置	放射線安全GM	1台	<p>記載の明確化等</p>
分 類	計測器種類	所管GM	数量																																											
(中略)																																														
3 .放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線安全GM	8台																																											
	エリアモニタ	計測制御GM	82台 ²																																											
4 .環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線安全GM	1台 ¹																																											
	積算線量計測定装置	放射線安全GM	1台																																											
分 類	計測器種類	所管GM	数量																																											
(中略)																																														
3 .放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線安全GM	8台																																											
	エリアモニタ	計測制御GM	82台 ² <u>³</u>																																											
4 .環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線安全GM	1台 ¹																																											
	積算線量計測定装置	放射線安全GM	1台																																											

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（平成24年8月23日 20120810 原第10号） （施行期日） 第1条 この規定は、平成24年8月24日から施行する。</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（平成 年 月 日 原第 号） （施行期日） 第1条 この規定は、経済産業大臣の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>（省略）</p>	